

南加賀広域圏事務組合公告第1号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により，平成30年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

令和元年9月27日

南加賀広域圏事務組合
管理者 和田 慎 司

1 資金不足比率

（「－％」は，資金の不足額がないことを示す。）

公設地方卸売市場事業特別会計

－％